ほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。ただし、当四半期連結会計期間が、⑵3の規定により「第４　経理の状況」において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、⑵8の規定により「第４　経理の状況」において四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期会計期間以外の四半期会計期間）である場合には、キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容の記載を要しない。

(a)　当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期累計期間。以下ａにおいて同じ。）における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結累計期間との比較・分析。なお、連結会社（四半期連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。(b)、(c)及び(g)において同じ。）が経営方針・経営戦略等を定めている場合で、経営者において、当該経営方針・経営戦略等との比較が、前年同四半期連結累計期間との比較よりも投資者の理解を深めると判断したときは、前年同四半期連結累計期間との比較・分析に代えて、当該経営方針・経営戦略等と比較・分析して記載することができる。

(b)　当四半期連結累計期間において、連結会社が経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めた場合には、その内容及び理由。

(c)　当四半期連結累計期間において、連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容、対処方針等。

　なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下この様式において「基本方針」という。）を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第３号に掲げる事項。

(d)　当四半期連結累計期間における研究開発活動の金額。加えて、研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連付けた内容。

(e)　当四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数（就業人員数をいう。以下この様式において同じ。）に著しい増加又は減少があった場合には、セグメント情報に関連付けて、その事情及び内容。

(f)　当四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合には、その内容。

(g)　当四半期連結累計期間において、主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。）に関し、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める内容。

　ⅰ　新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった場合　その内容

　ⅱ　最近連結会計年度末において計画中であった新設、休止、大規模改修、除却、売却等について著しい変更があった場合　その内容